

## < 調査概要 >

### 1. 調査目的

本調査は、金融再編・自由化が進む一方で、インターネットなど情報通信技術の進展によりチャネルやサービスが多様化する中、家計の金融機関や金融サービスに対する利用意識や利用動向を分析し、現状を明らかにするとともに、今後のニーズを把握することを目的とする。

### 2. 調査項目

- (1) 近くにある金融機関について
- (2) 現在利用している金融機関について
- (3) 金融機関で行っている取引について
- (4) 貯蓄額(投資額)が最も多い金融機関について
- (5) 利用回数が最も多い金融機関について
- (6) 決済口座がある金融機関について
- (7) ATM・CDの利用について
- (8) コンビニATMについて
- (9) インターネットを使った金融取引について
- (10) 生命保険について
- (11) ペイオフ等に関して
- (12) 金融機関から教えてほしい情報について

### 3. 調査設計

(1) 調査対象 ( 1)	世帯人員2人以上の普通世帯 ・ 面接対象者は、世帯主( 2)または実際に家計を管理している人。 単身の普通世帯 ・ 戸建、アパート、マンションに住んでいる一人暮らしの人を対象。 ・ ただし、間借り・下宿、寄宿舍、寮居住などの単身者は除く。 (世帯主の年齢が、平成15年12月1日現在、20歳以上80歳未満( 3) である世帯を対象)
(2) 調査地域	全国47都道府県
(3) 標本数	2人以上世帯 4,500 (世帯) 単身世帯 1,500 (世帯)
(4) 抽出方法	層化二段無作為抽出法 ( 4)
(5) 調査方法	訪問留置法 (抽出された調査対象世帯に対し、調査員が調査票を持参して調査項目等を説明の上、記入依頼し、数日後に調査員が再び訪問して記入済みの調査票を点検、回収した)
(6) 調査時期	平成15(2003)年11月29日(土)～12月21日(日)( 5)
(7) 調査実施機関	社団法人 中央調査社
(8) 回収数(率)	2人以上世帯 3,273 (72.7%) 単身世帯 909 (60.6%)

- 1 本調査においては、「世帯」について、「住居及び生計を3ヶ月以上ともにしている人の集まり」と定義し、原則として世帯について調査を行っているが、調査項目(12)の生命保険に関しては、「現在同居していない家族も含めて」調査を行っている。
- 2 本調査における世帯主は、世帯員のうち家計費に充てるための収入を最も多く得ている人を「世帯主」とみなしていることから、住民票等への登録と必ずしも合致しない。また、夫が単身赴任で妻が専業主婦の場合は、妻が「世帯主」で収入は夫からの仕送りであるとみなしている。
- 3 世帯主の年齢は、20歳以上80歳未満を対象として、標本抽出を行ったが、回収結果では、世帯主の年齢が80歳以上であった世帯が2人以上世帯において11世帯、単身世帯において3世帯含まれており、集計・分析の際には、これらの世帯を「70代」に含めている。
- 4 本調査における層化二段無作為抽出法は以下のとおり。
  - 1) 全国を地域ブロック別(日本郵政公社の支社別)に13層に区分。
 

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県
東京	東京都
南関東	神奈川県、山梨県
信越	新潟県、長野県
北陸	富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県
  - 2) 各層の中を人口ベースに次の5層に区分。
    - 東京都区部及び政令指定都市(以下\*の13市)
    - \* 札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
    - 人口15万人以上の市
    - 人口5万人以上の市
    - 人口5万人未満の市
    - 町村
  - 3) 1) 及び 2)の各層の世帯数に比例させて、標本数を配分し、1地点21世帯程度(2人以上世帯:16世帯程度、単身世帯:5世帯程度)になるように地点(国勢調査区)を決め、対象世帯は、その地点の住民基本台帳から抽出。なお、住民基本台帳の閲覧が不可能な場合は、選挙人名簿等の可能な名簿により抽出。
- 5 本調査の、調査時期については、当初、平成15(2003)年11月29日(土)～12月21日(日)としていたが、回収状況がおもわしくなかったため、実際には、調査票の回収に平成16年1月20日(火)までかかっている。

## 4. 回収状況

### (1) 世帯別

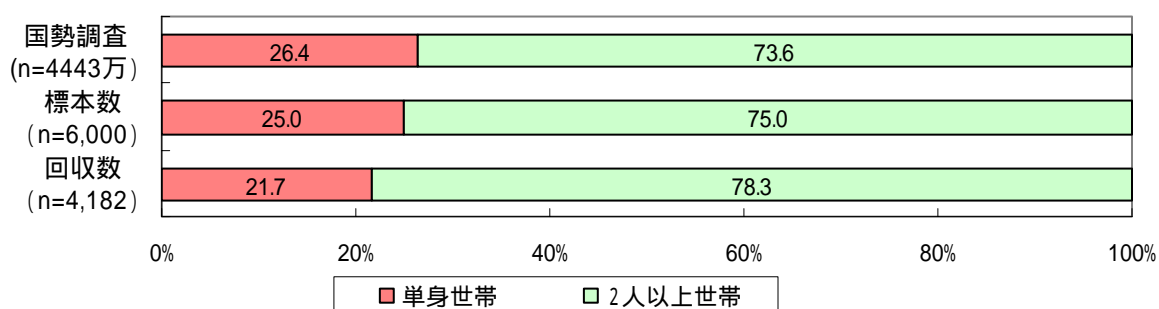
世帯別	標本数	回収数	回収率
全体	6,000	4,182	69.7%
2人以上世帯	4,500	3,273	72.7%
単身世帯	1,500	909	60.6%

本調査では、標本設計の際に、平成12年国勢調査における単身世帯(1人の一般世帯)と2人以上世帯(2人以上の一般世帯)の比率に近くなるよう、単身世帯 1,500 サンプル、2人以上世帯 4,500 サンプルを標本数として調査を実施した。

しかし、単身世帯の回収率(60.6%)が2人以上世帯の回収率(72.7%)と比較して低かったため、回収数全体(n=4,182)においては、国勢調査の結果と比較して、単身世帯の割合が少なくなっている。

本報告書では、回収結果をそのまま用いて集計・分析を行っていることから、世帯別ではない全体の集計・分析結果については、この点に留意が必要である。

世帯別回収状況



	一般世帯全体	1人の一般世帯	2人以上の一般世帯
平成12年国勢調査 (%)	44,426,041 (100.0%)	11,717,998 (26.4%)	32,708,043 (73.6%)

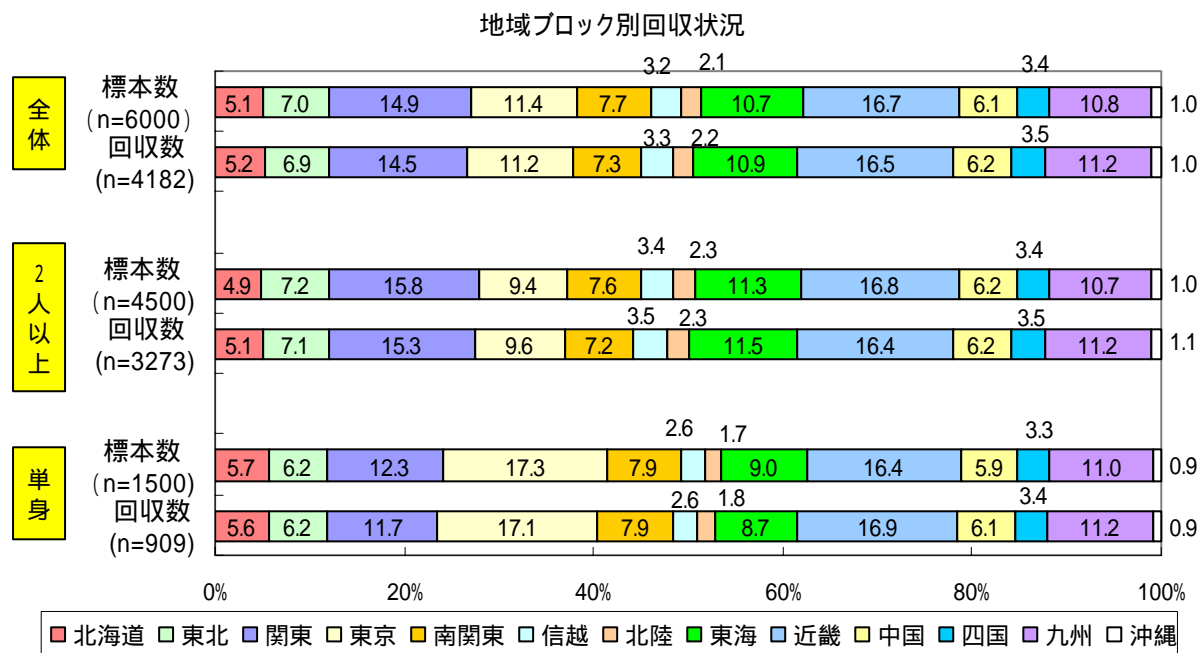
世帯主年齢が20歳以上80歳未満の数字を使用。

「平成12年国勢調査」第7表より再計算

## (2) 地域ブロック別

本調査では、標本設計の際に、層化二段無作為抽出法により、最初に全国を地域ブロック別(日本郵政公社の支社別)に13層に区分(北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)し、各層の世帯数に比例させて、標本数を配分している。

地域ブロックごとに回収率が異なるため、結果として、例えば、関東については、2人以上世帯で15.8%の配分のところ回収結果15.3%、単身世帯では12.3%の配分のところ回収結果11.7%となるなど、回収数においては、標本数と若干の差異がみられるが、概ね母集団を反映していると考えられる。



地域ブロック別回収状況

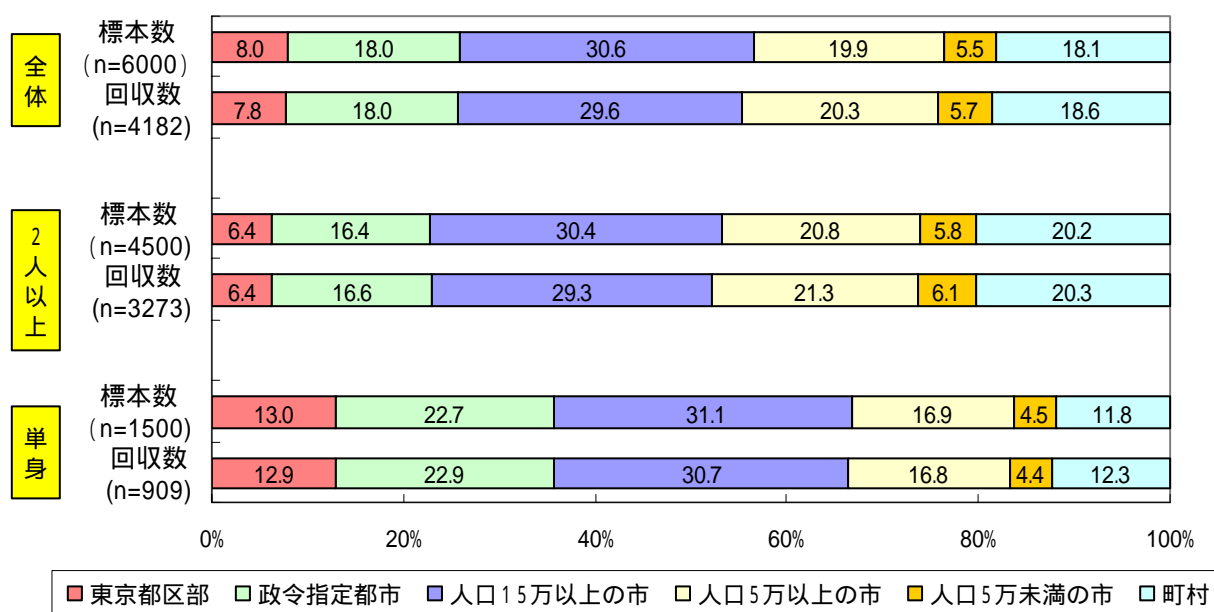
支社別	総数	北海道	東北	関東	東京	南関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
全体	標本数	6000	305	418	895	682	461	194	127	642	1001	366	202	647	60
	%	100.0	5.1	7.0	14.9	11.4	7.7	3.2	2.1	10.7	16.7	6.1	3.4	10.8	1.0
	回収数	4182	217	287	606	469	307	139	92	457	690	258	147	470	43
	%	100.0	5.2	6.9	14.5	11.2	7.3	3.3	2.2	10.9	16.5	6.2	3.5	11.2	1.0
回収率%	69.7	71.1	68.7	67.7	68.8	66.6	71.6	72.4	71.2	68.9	70.5	72.8	72.6	71.7	
2人以上	標本数	4500	220	325	711	423	343	155	102	507	755	277	153	482	47
	%	100.0	4.9	7.2	15.8	9.4	7.6	3.4	2.3	11.3	16.8	6.2	3.4	10.7	1.0
	回収数	3273	166	231	500	314	235	115	76	378	536	203	116	368	35
	%	100.0	5.1	7.1	15.3	9.6	7.2	3.5	2.3	11.5	16.4	6.2	3.5	11.2	1.1
回収率%	72.7	75.5	71.1	70.3	74.2	68.5	74.2	74.5	74.6	71.0	73.3	75.8	76.3	74.5	
単身	標本数	1500	85	93	184	259	118	39	25	135	246	89	49	165	13
	%	100.0	5.7	6.2	12.3	17.3	7.9	2.6	1.7	9.0	16.4	5.9	3.3	11.0	0.9
	回収数	909	51	56	106	155	72	24	16	79	154	55	31	102	8
	%	100.0	5.6	6.2	11.7	17.1	7.9	2.6	1.8	8.7	16.9	6.1	3.4	11.2	0.9
回収率%	60.6	60.0	60.2	57.6	59.8	61.0	61.5	64.0	58.5	62.6	61.8	63.3	61.8	61.5	

### (3) 都市規模別

本調査では、標本設計の際に、層化二段無作為抽出法により、最初に全国を地域ブロック別に13層に区分し、次に、各層の中を人口ベースに5層（東京都区部及び政令指定都市（札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）、人口15万人以上の市、人口5万人以上の市、人口5万人未満の市、町村）に区分し、各層の世帯数に比例させて、標本数を配分している。

都市規模別に回収率が異なるため、結果として、例えば、「人口15万人以上の市」については、2人以上世帯で30.4%の配分のところ回収結果29.3%となるなど、回収数においては、標本数と若干の差異がみられるが、概ね母集団を反映していると考えられる。

都市規模別回収状況



都市規模別回収状況

都市規模別		総数	(A) + (B)	(A) 東京都区部	(B) 政令指定都市	人口15万以上の市	人口5万以上の市	人口5万未満の市	町村
全体	標本数	6000	1559	481	1078	1835	1191	329	1086
	%	100.0	26.0	8.0	18.0	30.6	19.9	5.5	18.1
	回収数	4182	1076	325	751	1239	851	240	776
	%	100.0	25.7	7.8	18.0	29.6	20.3	5.7	18.6
	回収率	69.7%	69.0%	67.6%	69.7%	67.5%	71.5%	72.9%	71.5%
2人以上	標本数	4500	1024	286	738	1368	937	262	909
	%	100.0	22.8	6.4	16.4	30.4	20.8	5.8	20.2
	回収数	3273	751	208	543	960	698	200	664
	%	100.0	22.9	6.4	16.6	29.3	21.3	6.1	20.3
	回収率	72.7%	73.3%	72.7%	73.6%	70.2%	74.5%	76.3%	73.0%
単身	標本数	1500	535	195	340	467	254	67	177
	%	100.0	35.7	13.0	22.7	31.1	16.9	4.5	11.8
	回収数	909	325	117	208	279	153	40	112
	%	100.0	35.8	12.9	22.9	30.7	16.8	4.4	12.3
	回収率	60.6%	60.7%	60.0%	61.2%	59.7%	60.2%	59.7%	63.3%

#### (4) 三大都市圏別

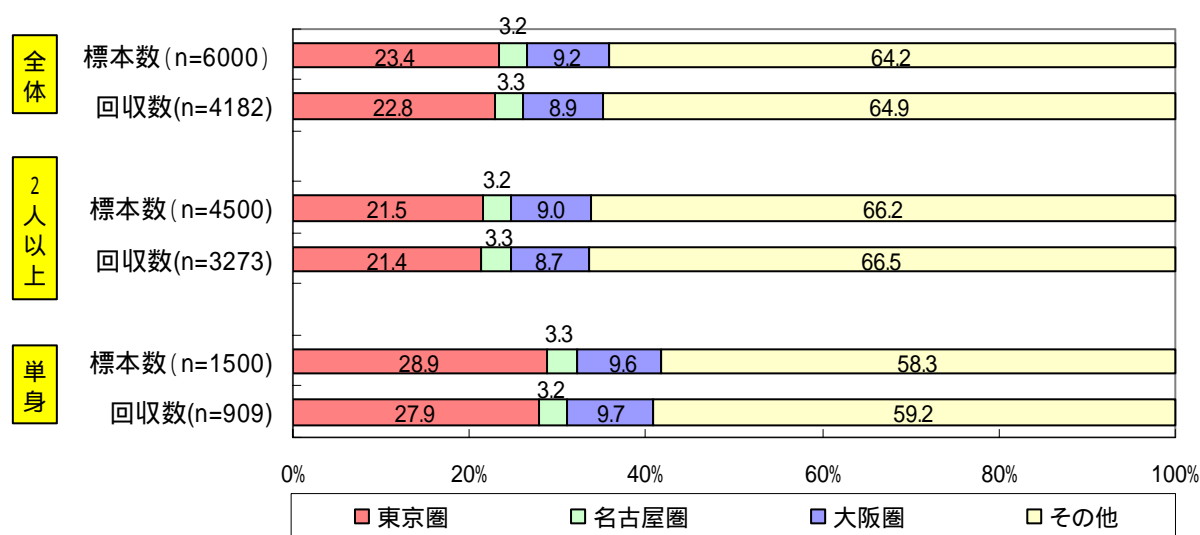
本調査では、13年度調査において、単身世帯について、三大都市圏(東京、名古屋、大阪)についてのみ調査を実施していることから、時系列分析に資するため、都市圏別の分析を行っている。

三大都市圏についての、本調査における定義は次のとおりである。

	東京圏 (40km 圏)	名古屋圏 (20km 圏)	大阪圏 (30km 圏)
中心	旧都庁 = 東京国際フォーラム 〒100-0005 千代田区丸の内 3-5-1	名古屋市役所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	大阪市役所 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

都市圏別に、標本数と回収数の割合を比較すると、2人以上世帯については、ほとんど差異が認められないが、単身世帯について、東京圏の割合が若干低くなっており、東京圏における回収率が低かったことがわかる。

都市圏別回収状況



都市圏別回収状況

		総数	三大都市圏 合計			その他	
			東京圏	名古屋圏	大阪圏		
全体	標本数	6000	2147	1402	194	551	3853
	%	100.0	35.8	23.4	3.2	9.2	64.2
	回収数	4182	1466	955	138	373	2716
	%	100.0	35.1	22.8	3.3	8.9	64.9
2人以上	回収率	69.7%	68.3%	68.1%	71.1%	67.7%	70.5%
	標本数	4500	1521	969	145	407	2979
	%	100.0	33.8	21.5	3.2	9.0	66.2
	回収数	3273	1095	701	109	285	2178
単身	%	100.0	33.5	21.4	3.3	8.7	66.5
	回収率	72.7%	72.0%	72.3%	75.2%	70.0%	73.1%
	標本数	1500	626	433	49	144	874
	%	100.0	41.7	28.9	3.3	9.6	58.3
	回収数	909	371	254	29	88	538
	%	100.0	40.8	27.9	3.2	9.7	59.2
	回収率	60.6%	59.3%	58.7%	59.2%	61.1%	61.6%

## (5) 都道府県別

都道府県	全体			2人以上世帯			単身世帯		
	標本数	回収数	回収率	標本数	回収数	回収率	標本数	回収数	回収率
北海道	305	217	71.1%	220	166	75.5%	85	51	60.0%
青森県	67	38	56.7%	52	28	53.8%	15	10	66.7%
秋田県	42	28	66.7%	34	24	70.6%	8	4	50.0%
岩手県	64	48	75.0%	51	39	76.5%	13	9	69.2%
山形県	58	41	70.7%	46	34	73.9%	12	7	58.3%
宮城県	127	94	74.0%	95	73	76.8%	32	21	65.6%
福島県	60	38	63.3%	47	33	70.2%	13	5	38.5%
茨城県	99	73	73.7%	82	60	73.2%	17	13	76.5%
栃木県	107	78	72.9%	87	66	75.9%	20	12	60.0%
群馬県	65	50	76.9%	53	41	77.4%	12	9	75.0%
埼玉県	309	192	62.1%	245	155	63.3%	64	37	57.8%
千葉県	315	213	67.6%	244	178	73.0%	71	35	49.3%
東京都	682	469	68.8%	423	314	74.2%	259	155	59.8%
神奈川県	408	268	65.7%	301	204	67.8%	107	64	59.8%
山梨県	53	39	73.6%	42	31	73.8%	11	8	72.7%
新潟県	103	76	73.8%	82	61	74.4%	21	15	71.4%
長野県	91	63	69.2%	73	54	74.0%	18	9	50.0%
富山県	35	26	74.3%	28	21	75.0%	7	5	71.4%
石川県	55	40	72.7%	43	32	74.4%	12	8	66.7%
福井県	37	26	70.3%	31	23	74.2%	6	3	50.0%
静岡県	147	102	69.4%	117	85	72.6%	30	17	56.7%
愛知県	338	242	71.6%	261	197	75.5%	77	45	58.4%
岐阜県	74	54	73.0%	61	44	72.1%	13	10	76.9%
三重県	83	59	71.1%	68	52	76.5%	15	7	46.7%
滋賀県	40	31	77.5%	33	26	78.8%	7	5	71.4%
京都府	99	77	77.8%	68	56	82.4%	31	21	67.7%
大阪府	499	341	68.3%	370	260	70.3%	129	81	62.8%
奈良県	64	38	59.4%	52	30	57.7%	12	8	66.7%
兵庫県	224	155	69.2%	171	123	71.9%	53	32	60.4%
和歌山県	75	48	64.0%	61	41	67.2%	14	7	50.0%
鳥取県	40	31	77.5%	32	25	78.1%	8	6	75.0%
島根県	18	14	77.8%	14	11	78.6%	4	3	75.0%
岡山県	83	60	72.3%	64	47	73.4%	19	13	68.4%
広島県	141	98	69.5%	104	76	73.1%	37	22	59.5%
山口県	84	55	65.5%	63	44	69.8%	21	11	52.4%
香川県	43	33	76.7%	31	25	80.6%	12	8	66.7%
徳島県	44	33	75.0%	33	24	72.7%	11	9	81.8%
愛媛県	65	43	66.2%	49	35	71.4%	16	8	50.0%
高知県	50	38	76.0%	40	32	80.0%	10	6	60.0%
福岡県	223	162	72.6%	159	121	76.1%	64	41	64.1%
佐賀県	42	30	71.4%	33	24	72.7%	9	6	66.7%
大分県	67	46	68.7%	50	37	74.0%	17	9	52.9%
長崎県	71	50	70.4%	53	36	67.9%	18	14	77.8%
熊本県	87	68	78.2%	68	55	80.9%	19	13	68.4%
宮崎県	62	45	72.6%	49	38	77.6%	13	7	53.8%
鹿児島県	95	69	72.6%	70	57	81.4%	25	12	48.0%
沖縄県	60	43	71.7%	47	35	74.5%	13	8	61.5%
合計	6000	4,182	69.7%	4,500	3,273	72.7%	1,500	909	60.6%

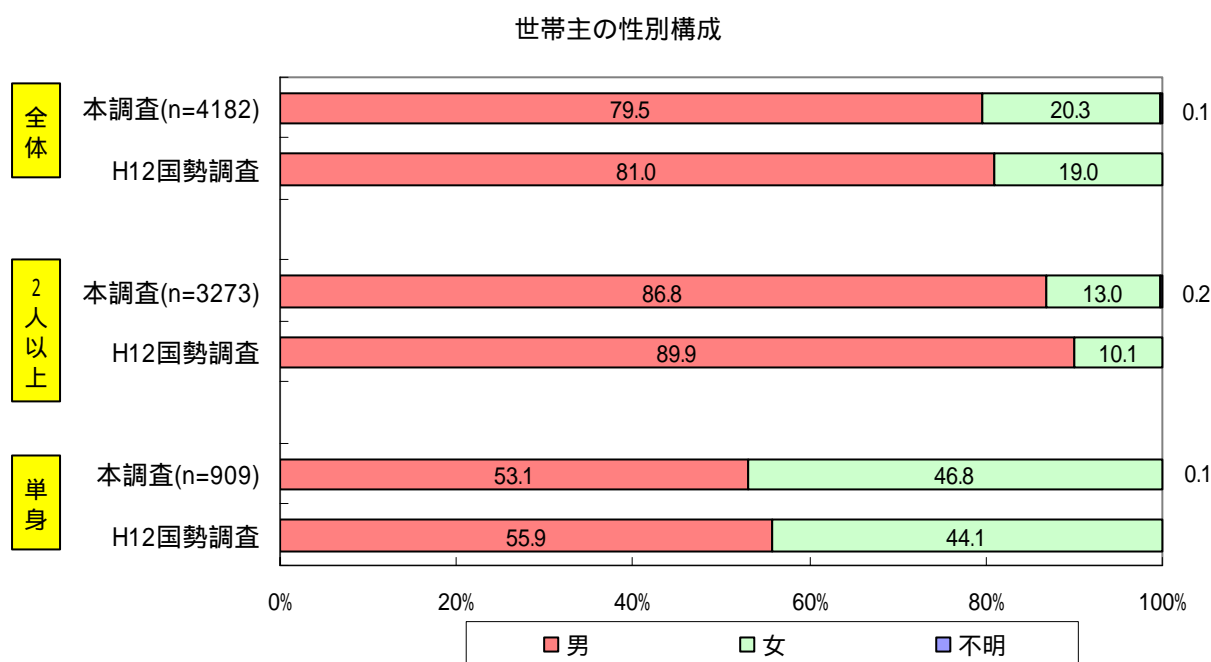
## 5. 回答世帯の属性

本調査における回答世帯の属性分布を、(1)世帯主の性別構成、(2)世帯主の年齢構成、(3)世帯員数の構成の3点について、平成12年国勢調査と比較したところ、大きな偏りはなく、概ね母集団を反映していると考えられる。

### (1) 世帯主の性別構成

本調査における、世帯主の性別は、2人以上世帯で、「男」(86.8%)、「女」(13.0%)、単身世帯で、「男」(53.1%)、「女」(46.8%)であった。

平成12年国勢調査によれば、20歳以上80歳未満の2人以上一般世帯の世帯主(n=3,271万)の男女比は、「男」(89.9%)、「女」(10.1%)、1人一般世帯(n=1,172万)における男女比は、「男」(55.9%)、「女」(44.1%)であり、本調査の世帯主の性別構成は、国勢調査とほぼ近くなっている。



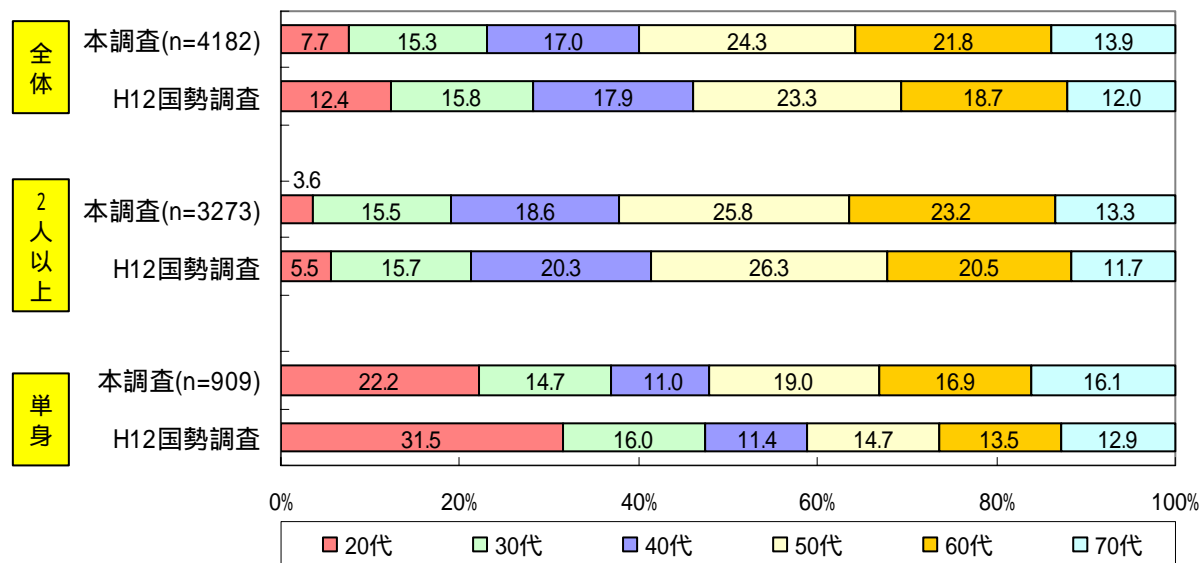
(「平成12年国勢調査」第7表より再計算)

### (2) 世帯主の年齢構成

本調査における世帯主の年齢構成は、平成12年国勢調査と比較すると、20代の割合が少なく、60代以上の割合が多くなっている。これは、本調査は訪問留置法によるため、20代(特に単身世帯)では不在や拒否の割合が高いためと推測される。



### 世帯主の年齢構成



(「平成12年国勢調査」第7表より再計算)

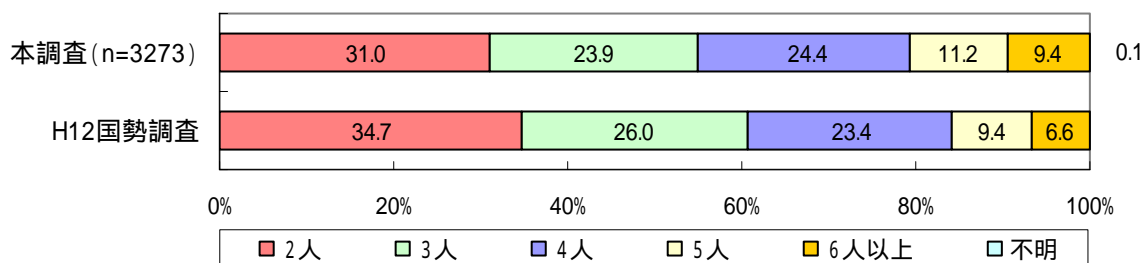
### (3) 世帯員数の構成

本調査の2人以上世帯(n=3,273)における平均世帯人数は3.5人であった。人数の分布をみると、2人(31.0%)が最も多く、次いで4人(24.4%)、3人(23.9%)の順となっている。

平成12年国勢調査と比較すると、本調査では、「2人」「3人」の割合が少なくなっている。本調査は訪問留置法によるため、世帯人数の少ない世帯では不在の割合が高いためと推測される。

また、国勢調査については、世帯主年齢について20歳以上80歳未満の数字が得られなかったため、世帯主年齢が20歳未満、80歳以上の世帯についての数字も含まれている。そのため、世帯人員(平均2.67人)が本調査と比較して少なくなっているものと考えられる。

#### 世帯員数の構成 <2人以上世帯>



(「平成12年国勢調査」第6表より再計算)

## 6. 用語の説明

本調査における主な用語については、以下の説明のとおりである。

用語	説明
世帯主	家計費に充てるための収入を最も多く得ている人。住民票等への登録とは必ずしも合致しない。
世帯員	住居及び生計を3ヶ月以上ともにしている人。単身赴任など長期に別居している人は除く。
世帯	住居及び生計を3ヶ月以上ともにしている人の集まりをいう。
世帯主年齢	平成15年12月1日現在の満年齢をいう。
世帯年収	家族全体(同居、別居にかかわらず生計を共にしている人全員)の年収合計をいう。平成15年の収入見込み(税込み)で、年金、金利収入等を含む。退職金、有価証券や住宅・土地の売却等による臨時収入は含めない。
貯蓄総額	家族全体の貯蓄総額(有価証券、貯蓄性の生命保険の積立額を含む)をいう。借入等は差し引かない。
借入総額	家族全体で金融機関、知人等から借りているお金の総額(現在高)をいう。住宅ローンを含む。事業に関連する負債は除く。
都市銀行	みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、東京三菱銀行、UFJ銀行、りそな銀行の6行を指す。埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含める。
長期信用銀行	あおぞら銀行、新生銀行の2行を指す。
インターネット専門銀行	インターネットを利用して様々な金融サービスを提供する銀行で、支店網を持たない銀行。本調査においては、具体的に「ジャパンネット銀行」「ソニー銀行」「イーバンク銀行」の3行を指す。
銀行系金融機関	「都市銀行」、「地方銀行・第二地方銀行」、「外資系銀行」、「長期信用銀行」、「信託銀行・商工中金・農林中金」、「信用金庫・信用組合・労働金庫」、「インターネット専門銀行」をいう。
預貯金(小計)	普通預貯金(郵便貯金を除く)、郵便局の通常貯金、定期性預貯金(郵便貯金を除く)、郵便局の定額・定期貯金、寄付金付型預貯金(国際ボランティア貯金など)、財形貯蓄のいずれかを利用していることをいう。
有価証券等(小計)	株式、公社債(国債・地方債・金融債・社債など)、株式投資信託、公社債投資信託、信託商品(金銭信託「ヒット」、貸付信託「ピック」等)、外貨建て商品(外貨預金・外貨建て債権など)のいずれかを利用していることをいう。
投資信託(小計)	株式投資信託、公社債投資信託のいずれかを利用していることをいう。
投資信託	多数の投資家から資金を集め、投資家に代わって株式や債券などの証券に投資して、実績に応じて成果を分配する仕組みをいう。
株式投資信託	投資信託のうち、 <u>株式を一定限度内で組み入れて</u> 、運用するものをいう。
公社債投資信託	投資信託のうち、 <u>株式は一切組み入れず</u> 、国債や社債など比較的安定性の高い公社債を中心に運用するものをいう。
生命保険など(小計)	生命保険(簡易保険、農協等の生命共済を含む)、個人年金保険(簡易保険、農協等の年金共済を含む)、積立型損害保険のいずれかを利用していることをいう。

用語	説明
団体信用生命保険	銀行等から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が死亡または所定の高度障害状態になったとき、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行等に支払い、その保険金を債務の返済に充当する仕組みの団体保険。住宅ローン等の多額の借入に際しては、団体信用生命保険への加入を条件としている銀行等が多い。 <b>本調査では、団体信用生命保険は生命保険に含まない。</b>
積立型損害保険	火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険等をいい、掛け捨ての保険は含まない。
口座引落・受取(小計)	公共料金の自動振替、クレジットカードの決済、給与の自動振込、年金・恩給の自動受取のいずれかを利用していることをいう。
公共料金	本調査では、電気・水道・ガス・電話料金、NHK受信料を「公共料金」とする。
決済口座	公共料金やクレジットカードなどの自動引落口座、給与・年金・恩給などの受取口座をいう。
ATM・CD	金融機関などにある現金自動預け入れ払い機 Automatic Teller Machine、現金自動支払い機 Cash Dispenser の略。
コンビニ ATM	コンビニエンスストア内に設置された ATM のこと。
インターネットバンキング	振込・振替・残高照会など銀行・郵便局のさまざまな手続きが、パソコンや携帯電話を使ってインターネット上で行えるサービスをいう。携帯電話を使用するサービスは「モバイルバンキング」として区別している金融機関もあるが、本調査では区別しない。利用できる時間帯やサービス内容は、各銀行によって多少の差はあるものの、一般に振込・振替・残高照会などが通常の営業時間よりも長い時間(銀行によっては24時間365日)利用できる。
モバイルバンキング	携帯電話を通じて振込など銀行との取引を利用するサービスをいう。 <b>本調査ではインターネットバンキングに含む。</b>
ネット証券	インターネットを利用して証券売買を行うことをいう。オンライン・トレードなどとも言われる。
全生保	民間生命保険会社(国内系)、民間生命保険会社(外資系)、郵便局の簡易保険、農協(JA)の生命共済、その他の生命共済のいずれかに加入していることをいう。
民保(小計)	民間生命保険会社(国内系)、民間生命保険会社(外資系)のいずれかに加入していることをいう。
民間生命保険会社国内系と外資系の分類	原則として、会社名が、全てカタカナまたはアルファベットである会社は外資系、その他の、漢字や、ひらがな・カタカナの混じった名前の会社は国内系と考える。但し、あおば生命(外資系)、オリックス生命(国内系)、ソニー生命(国内系)、T&Dフィナンシャル生命(国内系)の4社は例外となる。 なお、ここでいう外資系の中には、外資50%以上の生命保険会社と、日本に支店等を有する外国生命保険会社とが含まれる。
その他の生命共済	漁業協同組合、森林組合、生活協同組合(全労済、日本生協連、全国大学生協連、全国生協連など)、中小企業共済協同組合などが、生命共済を取り扱っている。

用語	説明
ペイオフ解禁	<p>ペイオフとは、狭い意味では万一金融機関が破たんした場合、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことを指す。より広くは、預金全額保護の特例措置が終了するということ、つまり、万一金融機関が破たんしたときには、預金等のうち元本 1,000 万円を越える部分とその利息等が一部カットされることがあるという意味で、「ペイオフ解禁」という。</p> <p><u>平成 17 年 3 月まで</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当座預金・普通預金・別段預金については、全額保護が続く。</li> <li>・ 定期預金等については、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本 1,000 万円までとその利息等が保護される。それを越える部分については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。(一部カットされることがある。)</li> </ul> <p><u>平成 17 年 4 月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当座預金等の決済用預金については、全額保護される。</li> <li>・ 決済用預金以外の預金については、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本 1,000 万円までとその利息等が保護される。それを越える部分については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。(一部カットされることがある。)</li> </ul>
生保の予定利率引下げ	<p>保険会社が契約者に約束している運用利回りを予定利率という。しかし、低金利などにより、実際の運用利回りが予定利率を下回る逆ざやが生じることが多々生じているため、生命保険会社そのものの体力が衰えているのが現状である。そこで、生命保険会社が破たんする前でも、保険会社が契約者に約束した運用利回り(予定利率)を引き下げることができるようにする保険業法改正案が、平成 15 年 7 月に成立し、8 月に施行された。</p>